

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 6 年 5 月 20 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 10 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 田崎あきひさ 委 員 岡崎つよし 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 山田美代子 財政課長 井上隆雄 議 長 木村さゆり 委員外議員 山田けんたろう わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 委員外議員の出席について

（委員長） 議長の諮問事項及び議会運営に関する助言のため、現副議長である山田けんたろう議員に、委員外議員として委員会への出席を求めたいがよいか。

＜異議なし＞

異議なしと認めるので、委員外議員として山田けんたろう議員の出席を求めることに決した。

(2) 令和 6 年第 2 回長久手市議会定例会について

ア 付議予定議案について

＜説明：総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長＞

- ・ 議案第 43 号～第 50 号（資料「議案の概要」のとおり）

（副委員長） 議案第 47 号長久手市福祉の家条例の全部を改正する条例について、「全部改正」としたのはどのような考え方からか。

（行政課長） 全体の構成を大きく見直したことや、表記の変更・条文の入れ替えが多く、新旧対照方式の一部改正とすると複雑になるため全部改正とした。

（わたなべ委員外議員）

議案第 44 号令和 6 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)は、令和 6 年 12 月からマイナンバーカードに健康保険証の機能が一体化されることが決まったが、令和 7 年度以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない人に対しては資格確認書の発行が必要になるため、登録の有無をオンラインで確認する機能をシステムに追加するための改修費用とのことである。議案第 50 号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるとの説明だが、案件としては議案第 44 号と同じと考えてよいか。

(財政課長) マイナンバーカードを健康保険証として利用できない人への対応という点では同じである。国民健康保険は市が運営しているので、市でシステム改修等の必要な準備をする必要があるが、後期高齢者医療については広域連合が運営しているので、市が行うのは規約の文言改正のみである。

(委員長) 他に質疑はあるか。

＜質疑なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席＞

イ 議員提出議案について

- ・ 意見書案第 1 号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

(委員長) 令和 6 年 2 月から 4 月にかけて本委員会で話し合い、提出することに決定した意見書案である。この内容で提出してよいか。

＜異議なし＞

ウ 会期日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 6 月 3 日から 6 月 27 日までの 25 日間
- ・ 総務くらし建設委員会及び予算決算委員会総務くらし建設分科会
： 6 月 6 日
- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会： 6 月 7 日
- ・ 予算決算委員会： 6 月 4 日、6 月 21 日

(委員長) 説明のと通りの会期日程でよいか。

＜異議なし＞

エ 議事日程について

＜説明：事務局＞（議事日程第 1 号～第 6 号のとおり）

- ・ 第 1 号 会議録署名議員の指名（にしだ亮太議員、田崎あきひさ議員）
会期の決定
諸般の報告
議案第 43 号から議案第 50 号まで（上程、説明）

意見書案第1号（上程、説明、議案質疑、討論採決）

- ・ 第2号 諸般の報告に対する質疑

議案第43号から議案第50号まで（議案質疑、委員会付託）

- ・ 第3号～第5号 一般質問（個人質問）

- ・ 第6号 議案第43号から議案第50号まで（委員長報告、質疑、討論採決）

（山田(か)委員）

まだ詳細は決まっていないが、広報広聴協議会広聴部会で、市内の夏祭りに出向いてアンケートを実施する予定である。本会議で議員派遣を行う必要がある。

（事務局） 6月定例会の最終日の議事日程に入れる場合、6月25日に開催予定の議会運営委員会で諮る必要がある。日程や場所など詳細が決定し次第、早めに事務局へ連絡願う。

（委員長） 他は資料のと通りの議事日程でよいか。

＜異議なし＞

オ その他

＜説明：事務局＞

- ・ 委員会付託議案（付託表のとおり）

総務くらし建設委員会 条例1件

教育福祉委員会 条例4件、その他1件

予算決算委員会 予算2件

（委員長） 説明のとおりでよいか。

＜異議なし＞

＜休憩：午前10時39分＞

＜再開：午前10時50分＞

3 その他

（岡崎委員） 前議長として発言する。4月24日、会派ごとに全ての議員から話を聞いた。現状感じている課題など、聞き取った内容はまとめて新議長に渡してある。一朝一夕に解決するような課題ではないが、改善に向けて協議してほしいと思う。

（議長） 議会運営委員会の正副委員長とも相談しながら進めていきたい。

- ・ 常任委員会の委員兼任の状態について

（委員長） 令和5年8月の市長選挙に現職の議員2人が立候補して失職となり、9月の臨時会において、失職した議員が委員を務めていた二つの常任委員会について、議員2人が兼任することで欠員の状態にはしない体制とすることを決めた。その際の経過について、事務局から説明願う。

(事務局) 令和5年8月20日、市長選挙の告示日に現職議員2人が立候補し、自動的に議員失職となった。委員会体制に欠員が出る状況となったため、投票日の翌日である8月28日に全員打合せ会を開き、一部事務組合議員の欠員補充と合わせて協議を行うこととした。事前に会派で話し合っておき、各会派からの意見を報告した上で、協議に入った。

協議の結果、2人の議員が委員を兼任し、欠員を補充することになった。理由としては次の3点である。

- ・本市議会の委員会条例第3条第1項では「予算決算委員会の委員のほか、少なくとも1つの常任委員会の委員となるもの」とされており、二つ以上の委員会の委員になることに問題はない。各委員会で欠員が生じた場合は、一部の議員が兼任することで、欠員にならないようにすべきではないか。
- ・委員の定数を満たした体制の方が、より適切で有効な審査ができるのではないか。
- ・委員を兼任することについて、ある程度積極的に希望する議員がいる。

全員打合せ会の開催後、9月6日の議会運営委員会で2常任委員会の欠員補充について異議なく決定し、9月13日の令和5年第2回臨時会で正式に、伊藤真規子議員とわたなべさつ子議員の2人が兼任することが決まった。

(委員長) 委員兼任の体制になって約半年が経過したが、その間にいろいろな考えが出てきて、令和6年5月の臨時会の日で開催した会派代表者会議では「委員は欠員のままでよいのではないか」という意見もあったため、今回の議題とする。各会派の意見を伺う。

(みらい) 本会派の伊藤真規子議員は、委員を兼任することの負担増については、元より承知の上で希望したので問題ではないが、1人で2委員会の議決権を持つことの不公平さは感じており、その責任をしっかりと受け止めて両委員会の委員を務めている。体制を変更するかどうかは、議会運営委員会の判断に任せるとのことであった。

委員兼任で欠員補充する体制でも、欠員のままの体制でも、議会としてより正しい形であるならどちらでもよいと思うが、なぜ正しいとするのかをきちんと議論しておくべきである。委員兼任の体制になって半年経つうちにいろいろな考えが出てきたとのことだが、半年前はそれが正しい形と決めたはずである。1年も経たないうちに体制を変えていては、市民は不信感を持つのではないか。

兼任する委員の負担が大きいという点はまた別の問題であり、まずは体制をどちらとするか、委員を補充するか欠員のままとするかの議論をすべきである。委員補充の体制が最善と決まれば、次に、兼任する委員の負担をどうするかについて話し合う。どうしても負担が大きいということであれば、可能であるかはわからないが、例えば1定例会ごとに兼任する委員を入れ替えるなど、いろいろな方法を検討すればよい。

(岡崎委員) 半年前の臨時会において、委員兼任で欠員補充すると決めた。現委員の任期

があと1年間あるので、この1年間のうちに、次期2年間の委員会体制をどうするか、議会運営委員会で検討していくのがよい。

(ながくて) 先日の臨時会の日、会派代表者会議で意見が出たとのことだが、毎年話す度に体制を変えるというようないいかげんな対応ではいけない。兼任している議員の負担も考慮しつつ、正しい体制と言えるまでしっかり議論すべきである。

(公明党) 1人でも多くの議員により、効果的で適切な審査や議論がなされることは間違いない。ただ議決権については、例えば兼任の委員は議決に関わらないなど、いろいろな方法を検討する必要があると思う。現体制となってまだ半年であるため、この体制を継続しつつ、しっかりと議論していくのがよい。

(香流) 現体制を継続しながら、議論していくのがよい。

(無会派の会)

委員会条例上、委員の兼任を妨げるものではないことは読み取れるが、欠員の状態で審査を行っても問題がないのであれば、欠員のままでよいわけである。欠員状態での委員会も試行してみるべきであり、欠員の状態だと適切な審査ができないというのは、全く根拠がない話である。そして一番の問題点は1人で2委員会の議決権を持つことであり、是正の必要がある。

(翼) 以前、予算決算委員会を常任委員会化する際に、それまで三つに分かれていた常任委員会を二つに再編し、現状の組織体制となった。3委員会だったときは、各委員会に委員6人ずつだったわけだが、少人数でも細かく丁寧な議論ができていたと思う。

現在は議員の欠員は2人だが、今後3人目の欠員が出てきたときに委員兼任を希望する議員がいるとも限らないので、委員兼任による欠員補充の体制を常態化することの是非は議論すべきだと考える。

(わたなべ委員外議員)

2委員会を兼任し、当然責任を持って務めているところであるが、1人で2委員会の議決権があることの不公平さという点には気付かなかった。やはり、議決権は1人に一つという形が正しいのではないかと思う。

(委員長) 様々な意見があるので、これを踏まえて再度、会派で話し合ってくることでしてはどうか。

(議長) 今、委員からの様々な意見を聞いていて、現体制になってまだ半年であるし、令和7年度に向けて最善の委員会体制について議論していくのがよいのではないかと思う。

(副委員長) 議長の発言は、欠員状態での委員会運営の試行を否定するものか、それとも現体制での運営期間がこの半年間では短いということか。

(議長) 令和5年9月に現体制とすることを決定し、令和6年5月7日の臨時会で新しい人事を決めたばかりである。またすぐに体制を変更することは、議会として市民に十分な説明ができない。今後1年間で、委員兼任の体制がよいのか、欠員状態の体制がよいのか、委員兼任であれば議決権の問題はどうする

のかなど、しっかりと議論をした上で変えていくべきだと考える。

(副委員長) 今後1年間で議論するというのは、現体制となって1年を迎える令和6年9月を目標としているのか、または令和7年5月を目標としているのか。

(議長) 令和7年5月である。

(副委員長) 令和7年度に向けて結論を出していくことは分かったが、欠員体制での委員会運営の試行については、どう考えているか。令和7年5月から欠員体制での試行を始めるということならよいが、1年間このまま議論だけ続けて、新しい任期も委員兼任による欠員補充の体制になってしまうと、どちらの体制が最善なのかバランスの取れた精査ができない。現議員の実数16人に即した委員数にはしない、と考えているわけではないか。

(議長) 変更するなら、欠員体制が最善だという理由付けをした上で、委員任期2年の途中ではなく令和7年5月から変更した方がよいということである。

(副委員長) 議長から「変更した方がよい」との発言があった。

(富田委員) 議長の発言は、変更するにしても、しっかりと議論してから決めるべきであるという趣旨だと思う。

(議長) そのとおりである。

(委員長) 令和5年9月に委員兼任による欠員補充を決めたときは、1人で2委員会の議決権を持つことまで考えが及ばなかったところがある。

議長から、委員の任期は2年であり、現委員の任期の途中ではなく令和7年5月、新しい委員の任期が始まるまでに、どのような体制が最善なのか議会運営委員会で議論していったほしいとの意見があった。そのように進めることとしてよい。

(山田(か)委員)

それでよいと思う。様々な意見があるので、令和7年度に向けて時間をかけて議論をしていくのがよい。

(岡崎委員) わたなべ委員外議員の「自分は、二つの議決権があることに不公平さを感じていた。是正した方がよい」という言葉は、実際に委員を兼任している議員からの発言としてとても重要だと思う。次期はどのような委員会体制とするか、今期のうちにきちんと決めなければならない。

(わたなべ委員外議員)

とにかく責任を持ってきちんと審査するという役割しか頭になく、議決権が二つあることについては全く意識していなかったというのが本心である。

(委員長) 私自身は、委員を兼任している2人の負担が大きいので申し訳ない気持ちもあり、今定例会中に議会運営委員会の意見がまとまれば、次の9月定例会からでも欠員体制に変更できると考えていた。

今後1年間、議論をしていくとして、どのような議論をすればよいか分からない。

(富田委員) 議論すべき点については、今後考えていくことである。今日決めるべきこと

は現体制を継続するのかどうかであり、継続すると決まれば、次は議論の内容について会派で話し合って、本委員会に意見を持ち寄るという形がよいのではないか。

(委員長) 進め方としてはそのとおりであるが、1人で二つの議決権を持つ不公平感について、委員を兼任している当事者2人から声が上がっているのは大きな問題であり、どのように議論していくのかということである。

会派に持ち帰り、次回の委員会までに意見をまとめてきてほしい。

(ささせ委員)

会派で何を話し合ってこればよいか、はっきりしない。

(委員長) 委員兼任の体制を常態化するか欠員状態の体制に変更するか結論を、いつまでに出すかということについて、話し合ってきてほしい。

(副委員長) 令和7年5月の新しい委員の任期が始まるまでにというのが議長の意見であり、また一方で、議決権の問題もあるので早急に議論して、令和6年9月定例会からの対応がよいという考え方もある。この結論を出す時期について、話し合ってくるということである。

(わたなべ委員外議員)

委員兼任の体制を常態化するか欠員状態の体制に変更するかは、議長の意見のとおり令和7年5月に向けて結論を出すということによいと思う。ただ議決権の問題は、今期の委員についてもどうするか議論の余地があると思う。

(野村委員) 結論を出す時期は早くても遅くてもどちらでもよいが、とにかく必要な議論をしっかりと、最善の体制だと市民に説明ができるような結論を出すべきである。

(委員長) 結論を出す時期について、次回の委員会までに意見をまとめておいてほしい。

・議会基本条例の検証結果及びその他の課題協議の進め方について

(委員長) 議会基本条例検証会議から提出のあった報告書に基づき、条例の見直しや課題の検討をどのように進めていくか。各会派の意見を伺う。

(みらい) 確認だが、この課題の検討等は、全て今年度中に行うのか。今期中というのは、議員の任期である残り3年間で検討するという理解でよいか。

(委員長) 3年間で検討する。

(みらい) 報告書「5 まとめ」の(2)に、委員会の所管バランスの調整については、条例改正も視野に入れ、令和6年12月定例会までには方針を決定することとある。このように期限が決まっているものから順に検討を進めるのがよい。

(ながくて) 優先順位は慎重に判断すべきだが、(2)の委員会の所管バランス調整から検討するのがよい。執行部とも関連することなので、法令や市のローカルルールのなものも考慮しつつ、所管バランス調整のベースになる案を議会側で作し、執行部とすり合わせながら進めていきたい。

(香流) 会派の意見としては、基本は(1)から(8)まで順に進めていってはどうかという

ことである。ただし、期限のある課題については早めに検討する必要はある。

(無会派の会)

(1)の条例及び解説の改正と、(2)の委員会の所管バランス調整から重点的に検討するとよいと思う。(3)以降は重要ではないということではないが、(8)の「新庁舎建設において議会に関わるエリアの提案を市にするために、調査、研究を進める」とは、どのように進めればよいか分からない。

とりわけ重要と考えるのは、(1)の条例改正の中で第 19 条と第 20 条に関しては早めに取り組むべきだと思う。第 19 条では、議員定数を改正しようとする場合は「学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、」と規定されているため、予算要求の必要性が出てくる。また第 20 条の議員報酬も「適否を判断するための客観的なデータが必要」との検証結果であり、東京都内では政務活動費と合わせて審議会を行っているところもあるので、そういう検討も必要ではないかと考えている。

(公明党) (2)の委員会の所管バランス調整と、(6)の災害時に備えた防災訓練は速やかに進めるべきであると考えます。

(翼) 期限があるものから検討を進めるのがよい。(1)の条例改正については並行して進めていこうと思うが、1 年間の議会運営委員会の開催回数も限られているので、今年度は何条まで、来年度は何条までと区切って検討していかないと時間がなくなってしまう。予算や組織再編など執行部と関連がある課題は 12 月定例会くらいまでに検討し、並行して(1)の条例改正の検討も少しずつ進める。

(わたなべ委員外議員)

期限のあるものから順に、執行部とすり合わせをしながら進めてほしい。

(委員長) 多くの会派が、期限のあるものから順に進めるのがよいという意見であった。特に委員会の所管バランス調整については、市と調整の上、令和 6 年 12 月定例会までに方針を決定し、令和 7 年度から新体制で運営できるようにとのことなので、次回の委員会までに事務局で参考資料を用意してほしいがどうか。

(事務局) 通常、執行部が市の組織の改編を検討し、形となって出てくるのは年明けくらいであるが、どのようなスケジュールで事務を進めているかの確認が必要だと思う。ただ、議会側の都合に合わせて市の組織を改編してもらうことは難しいと考える。議会側の組織体制を議論するため、執行部としてどのように市の組織の改編を考えているかを早めに示してもらえるように依頼していく。

予算が必要な案件については、10 月には予算要求の時期に入るので、12 月定例会までに方針を決定するのでは遅い。

(ささせ委員)

委員会の所管バランスが悪いことについては、前市長の在職中から執行部側に話をしている。当時の市長公室長からは、市長が交代した時には市の組織体制も検討すると思うので、そのタイミングでなら議会側の体制についても考えることができると回答をもらっている。議会側は待っている状態であり、

決してわがままではない。

(事務局) 当時どのような話がされたのかについては確認しておく。いずれにしても、議会側だけ動いても組織改編はできないので、執行部側との協議を早く進めるためにも、まずは事務スケジュールの確認をしておく。

(委員長) 現市長は、議員だった時から委員会の所管バランス調整が必要なことは承知している。市長にも、市の組織編成の担当部署の職員ともに本委員会に出席していただき、どのような方針で進めているかの報告をいただきたいと思います。次回の委員会への出席について、事務局から依頼してほしい。

(事務局) 現市長の考えを確認するのは早い方がよいと思うが、次回の委員会への出席が可能かどうかは調整が必要である。

(委員長) 次回は令和6年5月30日(木)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。